

公募型プロポーザルの実施（公告）

令和7年度長崎県外国人材確保総合支援業務委託の契約締結候補者を選定するため、公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1. 業務概要

- (1) 業務の名称 令和7年度長崎県外国人材確保総合支援業務委託
- (2) 業務内容 別添募集要領による
- (3) 履行期間 契約日から令和8年3月31日（火）まで

2. プロポーザルに参加する者の資格要件

- (1) 有料職業紹介事業の許可を有している者、または令和7年度中に有料職業紹介事業の許可を受けようとする者。
- (2) 指定する期日までに公募型プロポーザル参加表明書（別紙様式1）及び関係書類を提出し、参加資格審査を受けて、プロポーザル参加資格を得た者。

3. プロポーザルに参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人及び未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者。
- (3) 提出書類及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者。
- (4) この公告の日から見積執行期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者。
- (5) 参加表明書の提出期限の日及び見積執行期日以前6か月以内に、電子交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号の規定に該当する者。
- (8) 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第33条の規定により公表されることが決定された者で、当該決定がなされた日から2年を経過していない者。
- (9) この公告の日から見積執行期日の前日までの間において、長崎県が行う各種契約等から

の暴力団等排除要綱第4条に基づく排除措置を受けている者。

4. 関係資料の配布方法

公告及びプロポーザル募集要領等の関係資料は、長崎県のホームページに令和7年4月22日（火）まで掲載する。

5. 参加申込の方法等

プロポーザルに参加したい事業者は、公募型プロポーザル参加表明書（別紙様式1）及び関係書類を次により提出すること。

- （1）提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は到着を確認すること。
- （2）提出先 本公告11に定める機関
- （3）提出部数 1部
- （4）提出期間 令和7年3月25日（火）から令和7年4月4日（金）までの間（県の閉庁日を除く）の午前9時から午後5時まで
- （5）提出期限 令和7年4月4日（金）午後5時（持参、郵送に関わらず、この期限までに提出すること。）

6. 参加者の資格審査

参加申込者から提出のあった公募型プロポーザル参加表明書（別紙様式1）及び関係書類を確認し、確認結果を令和7年4月9日（水）までに申請者へ通知する。

7. 企画提案書の提出方法等

別添の募集要領により、企画提案書を次のとおり提出すること。

- （1）提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は到着を確認すること。
- （2）提出先 本公告11に定める機関
- （3）提出部数 6部（正1部、副5部）
- （4）提出期間 令和7年4月10日（木）から令和7年4月22日（火）までの間（県の閉庁日を除く）の午前9時から午後5時まで
- （5）提出期限 令和7年4月22日（火）午後5時（持参、郵送に関わらず、この期限までに提出すること。）

8. 企画提案書の審査

提出された企画提案書について、令和7年度長崎県外国人材確保総合支援業務委託審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定する。

9. 契約の締結

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の規定により、最優秀提案者と本委託業務についての契約締結の交渉（見積執行）を行う。なお、当該提案者との契約が成立しない場合には、次点となった提案者と契約締結の交渉を行う。

10. 契約保証金

長崎県財務規則第第 1 1 3 条第 8 号の規定により免除する。

11. プロポーザルに関する事務を担当する機関の名称等

(住 所) 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町 3 - 1

(名 称) 長崎県 産業労働部 未来人材課 外国人材対策担当

(T E L) 095-895-2733 (F A X) 095-895-2582

12. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定める単位に限る。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（W T O）協定の一部として、附属書 4 に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (3) 本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）、施行令及び長崎県財務規則の定めるところによる。